

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」に対するパブリック・コメント
に寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。
なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
基本的方向性（事業の民間化）に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ なぜ民間化するのか、その必要性がわからない。 ○ これまで、市民の安心・安全な暮らしを支える役割も担っており、民間化してしまうことは反対だ。 ○ 民間化は効率化が優先されるなど、安全・安心面で不安だ。 ○ 民間化によって、ごみ収集のサービスが低下するのではないか。 ○ 市が責任を持ってごみ収集にあたるべきだ。 ○ 5年後には完全民間開放の予定となっているが、収集運搬をすべて民間に委ねて、市として主体的に廃棄物行政をリードできるのか。企業の利益追求により、市民生活に影響が出るのではないか。 	<p>平成23年12月の現市長の就任に伴い、「本市が行う施策・事業を広域自治体と基礎自治体との役割分担を明確化し、併せて徹底した事業の効率化を進める」という方針が示されました。</p> <p>これを受け、府市統合本部において一般廃棄物処理事業についても、経営形態の見直し対象事業として位置づけ、「民でできることは民で」の視点に立って検討を進めることとなりました。その後、平成24年6月の第14回府市統合本部会議において、「基本的方向性」を取りまとめ、平成26年度中の本事業の民間化と現業職員の非公務員化をめざすこととなりました。</p> <p>平成24年8月からは、同「基本的方向性」を具体化するため、環境局内に「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム」を設置し、マーケット・サウンディングを実施するなど検討を進め、平成25年4月に「経営形態の変更に係る方針（案）」を策定しました。</p> <p>同方針（案）では、「民間出資の新会社（株式会社）を設立すること」、「新会社の設立主体となる事業者を公募・選定すること」、「本市現業職員の受け入れを前提とすること」、「新会社との間で5年間は業務委託契約（5年経過後は完全民間開放による競争入札）を行うこと」などを取りまとめました。</p> <p>現在は、この方針（案）に沿い、事業の民間化と非公務員化を同時に達成するため、具体的な公募要件について、2回目のマーケット・サウンディングを実施する等、検討を進めています。</p> <p>なお、本事業は市民生活になくてはならない重要な都市基盤サービスの一つであるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に統括的な処理責任が課されており、本事業が民間化された場合においても、市民サービスの低下をきたさないよう、引き続き行政の責任を果たしてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新会社は全市で1社となるのか、地域により異なり、複数社となるのか。 	<p>新会社の設立数は現行の環境事業センターの配置を基本として、11社を上限に検討しています。</p>

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」に対するパブリック・コメント
に寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。
なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
基本的方向性（職員の非公務員化）に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の民間化、現業職員の非公務員化のメリットがよく見えない。単に現業職員の切り離しではないのか。職員の非公務員化は反対だ。 ○ 「現業職員の非公務員化」を目的に行われることに疑問を感じる。種々検討した結果、「非公務員化」と言う結論が導き出されたならまだしも、すべての検討がこの目的にどう添わせるかとなっているため再考してほしい。 ○ 事業の改廃による分限解雇を前提とした非公務員化を、特定の職種・職域で実施することは整理解雇の4要件からみても問題があるのではないか。 ○ 現業職員に十分な説明が行われ、理解、了承しているのか。相互理解のもとで進めることが、事業を円滑に進めることにもつながる。 ○ 現業職員の勤務・労働条件が示されていないが、どうなるのか。 ○ コンプライアンス意識の醸成など、現在の直営で実現できないのは、非現業職員が主に担っているマネジメントに問題があるのではないか。新会社になればできると考えるのはあまりにも安易すぎる。マネジメントこそ検討されるべきだ。 	<p>ごみの収集輸送事業については、すでに多くの都市において、民間委託で実施されていることもあり、「民でできることは民で」の視点に基づき、事業の民間化とそれに従事する現業職員の非公務員化を進めることとしています。</p> <p>職員の身分移管にあたっては、職員に十分な説明を行うなど、理解を得ながら進めてまいります。</p> <p>また新会社への転籍とは別に、配置転換や転任を行うとともに、退職勧奨等も実施する予定です。</p> <p>新会社への雇用にあたっては、正規雇用を原則に検討し、勤務実績に問題のない職員の雇用の確保は本市として責任をもって対応しますが、雇用契約は職員と新会社間での決定事項となるのが原則であり、この点について専門家（弁護士）の助言も受けながら、委託契約の条件等を検討してまいります。</p> <p>詳細な給与、勤務条件等については新会社ごとに独自に設定されるものであるため、一定の水準が保たれるよう公募要件に盛り込む事を検討しております。</p> <p>なお現在、本市では、これまで取り組んできた職員全体の給与カットや手当の見直し等に加えて、現業職員の適正な給与水準を明らかにするため、新たな公民比較の「大阪モデル」の検討も進めており、新会社への提示条件については、その動向等を踏まえて決定してまいります。</p> <p>また、新会社には民間事業者の組織管理ノウハウにより、経営意識を全職員に浸透させるとともに、コンプライアンス意識の醸成が図られるよう、求めてまいります。</p>
市民のメリット（効果）に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭ごみの有料化と経営形態の変更との関連を否定しているが、現状との費用対効果で方針を示すべきではないか。 ○ 最終的な処理責任は市にあるので、新会社の事業継続のために委託料を増額するなど、これまで以上に税金を使うことになるのではないか。 ○ 直営でコストを下げれば、市民への還元になるが、委託は業者の利益を上げるだけで、市民への還元にはならない。 	<p>設立される新会社に対して、5年間は家庭系ごみの収集輸送事業を随意契約する予定ですが、その後は競争入札により事業者を選定することとしており、将来の競争入札による経費の削減効果のほか、事業者間の競争により市民サービスの向上も期待できるものと考えております。</p> <p>また、委託料については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」）を踏まえて、適正な価格を算定してまいります。</p>

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」に対するパブリック・コメント
に寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。
なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
市民サービスの低下に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民サービスである定曜日収集、ふれあい収集、安否確認、安心パトロールなどが民間でできるのか。市民目線に立った廃棄物事業を行うべきである。 ○ 現状では収集時刻が日によって違うが、そういったことも改善されるのか。 ○ ふれあい収集などの取り組みは市だから安心して任せる事ができる。民間事業者では実施できないのではないか。 ○ 民間のごみ収集車が歩道を走行しているというニュースが出ていた。また、早朝収集で睡眠妨害になる。大阪市もそのような状況になるのではないか。 ○ ごみの排出場所がステーション方式等になり、ごみの持ち出しが必要になるのではないか。 ○ 民間業者に市民のプライバシーが守れるのか不安だ。 ○ 民間化となった場合、過度なサービス競争が発生し、業者が何でも収集してくれるようになり、分別等のリサイクル率が低下するのではないか。 ○ 事業の安定性・継続性を確保するため、仕事に必要な情報やノウハウをきちんと引き継げるのか。 ○ 新会社の経営状態などによりサービス等に変更が生じないよう、行政で情報収集・指導・監視をしてほしい。 	<p>ごみの収集輸送事業は市民の日常生活に欠くことのできない都市基盤サービスの一つであるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に統括的な処理責任が課されています。</p> <p>そのため、本事業が民間化された場合においても、ふれあい収集や軒下収集等をはじめ基本的な収集サービスはもちろんのこと、個人情報保護、安全作業等についても委託仕様書で定めるとともに、委託先である新会社が業務を適正に履行していることを随時確認するなど、本市の役割を主体的に担うことで、市民サービスの維持に努めてまいります。</p> <p>なお、5年経過後の入札により、受託者が変更になる場合には、次期受託者が業務を適正かつ円滑に実施できるような業務の引き継ぎ方法などについても、制度設計の中で十分に検討してまいります。</p>

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」に対するパブリック・コメント
に寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。
なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
リスク管理（災害・ストライキ等）に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間委託している市町村では、震災等には機能せず、迅速な災害対策がとれない。直営事業として残すべきである。 ○ 民間業者が災害に乗じてごみ処理で法外な請求を行うことはないのか。 ○ 災害時や経営悪化に伴う、ごみ収集停止のリスク対策について、それを担保する具体的な方策が示されていない。市が指揮権限を留保したり、事業者処理能力確保の負担をかけるのであれば、直営で事業を行った方が確実かつ効率的ではないか。 ○ ストライキで事業が継続できなくなることはないのか。 	<p>ごみの収集輸送事業は市民の日常生活に欠くことのできない都市基盤サービスの一つであるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に統括的な処理責任が課されていることから、災害・ストライキ等のリスク管理については万全を期してまいります。</p> <p>その一環として、今回の事業の民間化（民間委託化）にあたっては、その契約内容において新会社に対して、本市から臨機応変な対応を直接指示できるようにするほか、新会社の設立事業者が責任を持って対処するよう体制を求めています。また、契約を締結するにあたっては、倒産などの事態に陥らないよう設立事業者の経営基盤や事業実施能力など様々な審査基準を設け、厳正に事業者を選定するなど、行政の責任を果たしていくための方策について検討を進めています。</p> <p>さらに、新会社同士がカバーしあえる体制を構築し、迅速な対応が行える体制を求めるとともに、他都市や周辺自治体などとの協力も検討してまいります。</p>
スケジュールに関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの収集輸送事業は、市民生活上重要な事であり、急いで進める事によっての市民生活への悪影響は出ないのか。もっと議論が必要ではないか。 ○ ごみ収集を行う事業者が出現するのか疑問だ。モデル事業として実施し、その検証を行いつつ順次拡大すべきだ。 	<p>家庭系ごみ収集輸送事業については、これまでから、粗大ごみ収集の民間委託の実施など、退職不補充による人員削減の手法で段階的に見直しを行ってきましたが、「民でできることは民へ」の視点に立って、府市統合本部の決定事項に基づき更なるスピード感をもって見直しを行う必要があると考えております。</p> <p>なお、市民サービスの低下をきたさないよう慎重に検討を進めてまいります。</p>
市で引き続き実施する業務（普及啓発等）に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集に付帯する様々な地域サービスの提供が同時に行われているが、そうした業務も委託する場合、多くの問題が発生するのではないか。 ○ 市民の意見、要望が反映されにくくなるのではないか。 ○ 学校等で行われている普及啓発活動は、民間化になれば無くなるのではないかと心配だ。 ○ 先日の分別にかかる説明会では、とてもわかりやすく親切に説明してもらったが、民間の会社では無料で、そこまでできないと思うので、このまま市の職員を残してほしい。 ○ 衣料品の展示提供などは今後どうなるのか。 	<p>ごみの収集輸送事業は、市民の日常生活に最も密着した都市基盤サービスであるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に統括的な処理責任が課されていることなどを踏まえて、ごみ減量・分別指導・不法投棄の防止などの普及啓発・規制指導に係る業務については、引き続き本市で体制を確保して直接実施することとしております。また、市民の皆さまからのご意見、ご要望の受付等については、引き続き本市で相談窓口を設けるなどの方策についても検討してまいります。</p>

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」に対するパブリック・コメント
に寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。
なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
家庭ごみの有料化に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間化になれば、ごみ収集が有料化につながるのではないかと。 ○ 家庭ごみの有料化は、事業者が経営を考えるうえで非常に重要な要件であるはずだ。あいまいにしたまま拙速に経営形態の変更を行う事は無責任で許されない。 ○ ごみ有料化という風評が立たないように、しっかりと伝えて欲しい。 ○ 10月1日の古紙・衣類の分別収集に合わせて、ポリ袋の有料化を検討してはどうか。また、ごみの種類ごとに袋の色分けも考慮してほしい。 	<p>家庭ごみ収集の有料化につきましては、新会社が独自の判断で実施できるものではなく、処理責任が課されている本市において実施の是非を判断するものであり、今回の経営形態の変更と関連するものではありません。</p>
分別収集に関するご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 粗大ごみが有料化されたり、ビン・缶・ペットボトルやプラスチックの分別に加え、さらに紙の分別まで強要し、市民の負担が増えている中で、「サービスの向上」を謳うのは理解し難い。プラを洗う水道代も市民の負担なら、これから増えるであろう不法投棄の処理も市民の負担になるはずである。リサイクルショップに持って行けば、買い取ってもらえたり、分別せずに持って行ってくれる回収業者も存在している。分別する意味が、本当にあるのか疑問である。市民の負担をなくすサービスを行ってほしい。 	<p>古紙・衣類の分別方法については、民間の再生資源事業者（古紙問屋）に直接引き渡しを行うことから、一般的な古紙の分別ルールに合わせた分別方法としています。また、リサイクルショップを利用することは、ごみ減量に効果的ですのでご活用ください。</p> <p>容器包装プラスチックをお出しいただく際には、選別時に支障をきたすため、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでから出していただくようご協力いただいているところですが、汚れがとれないものについては普通ごみにお出しいただくようお願いいたします。</p> <p>収集した容器包装プラスチックにつきましては、再びプラスチックの原料となるほか、鉄鉱石から鉄を作るときの還元剤や、油化・ガス化されて燃料や化学原料などにリサイクルされています。</p> <p>分別の実践で、市民の皆さまには、負担をおかけしますが、限りある天然資源を有効活用し、ごみの減量へつなげ、循環型社会を構築していくために必要ですので、ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。</p> <p>また、粗大ごみ収集については、「ごみ減量化の推進」と「行政サービスの公平性の確保」といった観点から、平成18年10月から有料化しています。</p> <p>なお、粗大ごみ収集の有料化以降、不法投棄量は減少しておりますが、不法投棄がございましたら、お住まいの行政区を所管する環境事業センターにご相談いただきたいと思います。</p>

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」に対するパブリック・コメント
に寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。
なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
分別収集に関するご意見	
<p>○ 現状では市職員が生ごみ回収時に出されている古紙を焼却処分しており、古紙類の分別回収がモデル地域で始まっているが、今後は収集せず残置するなどの徹底が必要だ。 集団回収はコスト的にも有利で、回収業者と市（組合）との連携を行いながら、市の分別収集を地域の実情を理解している回収業者に一任してはどうか。 また、排出された古紙類のぬき取り等を行う回収業者も多く、業者を指導する組合（古紙回収問屋）を作っていくことも検討すべきだ。</p>	<p>本市では、平成25年2月から6行政区において実施している「古紙・衣類の分別収集」を、平成25年10月から全市で実施します。 また、「古紙・衣類の分別収集」の全市実施にあわせて、全てのごみ収集において、分別ルールが守られていないごみは、啓発シールを貼り、収集せず残置します。 一方、資源集団回収はコスト面においても有利であり、また地域コミュニティの形成といった観点からも大きな意義のある活動であるため、継続的に支援を実施して、資源集団回収による古紙リサイクルを促進していきたいと考えております。資源集団回収団体が出した古紙等の回収は、民間の回収業者が行っており、市内全域で地域の実情に見合った回収業者と契約いただけるよう、本市ではこれらの再生資源事業者の情報をホームページ等で提供し、資源集団回収のサポートを実施しています。 ご指摘の持ち去り行為については、ごみは所有権のない無主物となるため、対応に苦慮しているところです。他都市では、古紙問屋等と連携し、持ち去り対策を行っているところもありますので、それらについても参考に、有効な対応策を検討してまいります。</p>
<p>○ 10月1日から、家庭ごみの分別が細分化されるとリーフレットで読み、分別外のものが混じっていると回収しないとあるが、例えば洋服のように見える下着などを普通ごみに入れると、男性の目視だけでは正確な判断がされず、回収されないこともあるのではないかと。また、モラルの低い人は、自分の出したごみが収集されなかった場合、それを持ち帰らず、ごみ集積場付近の方が迷惑するのではないかと。収集されなかったごみは持ち主を特定し、その人の住居前まで運ぶぐらいのことをしてほしい。</p>	<p>下着については、汚れていない場合は、古紙・衣類分別収集の対象となりますが、分別することに抵抗があるものと思われるので、小袋等に入れ見えないようにして、普通ごみでお出しいただくことも可能としております。 正しく分別されていない等で収集できないごみについては、啓発シールを貼り収集せず残置することとしておりますが、残置にあたっては、環境事業センターにおいて地域と連携し、啓発を十分行いながら実施することとしております。</p>
<p>○ 分別収集について、わかりにくい分別表示があり、高齢者には難しい。また、プラごみなどは軽すぎて飛ばししまい町が汚れる。 飛ばない工夫、収集場所の確保や収集場所へ分別の具体内容のステッカー掲示などが必要だ。</p>	<p>本市における家庭ごみ収集においては、市民サービスの観点から各戸軒下収集を原則としており、排出場所を特定し明示した収集は行っておりません。 容器包装プラスチックにつきましては、市販のネットを使用いただくなどして飛散を防止いただきますようお願いいたします。 なお、ごみの分別については、広報紙（「ごみのマナーABC」等）及びホームページ（http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/700-4-2-0-0.html）にて案内しておりますので、ご参照ください。</p>

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」に対するパブリック・コメント
に寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。
なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
その他のご意見	
<p>○ 聴覚・音声機能・言語障がい者向けに、FAX、はがきでの受付を行っているが面倒なため、経営形態の変更に際して、粗大ごみの受付をインターネットでも可能にしてほしい。また、処理手数料の支払いに、クレジットカードによる電子決済を導入し、利用者の利便性を図ってほしい。</p>	<p>粗大ごみ受付業務のインターネット化につきましては、政令指定都市におけるインターネット受付状況を調べましたところ、20政令指定都市中12都市においてインターネット予約を実施しております。（平成25年7月現在）</p> <p>また、他都市におけるインターネット予約に関する内容について確認しましたところ、電子メールアドレスが必要不可欠であるとともに、予約については仮受付であることや申し込み内容がわからなかった場合については電話にて確認をしている状況にあります。</p> <p>さらに、粗大ごみ処理手数料一覧表に記載のあるもののみをインターネットにて予約ができる状況であり、一覧表に記載のないものやその他品目につきましては、電話での受付のみとなっております。</p> <p>一方、本市における平成24年度の粗大ごみの申し込み個数と受付内容につきましては、粗大ごみ処理手数料一覧表に記載されていないその他品目について約327,600個のお申し込みがあるとともに、申し込み個数全体の28%にも及ぶ数量となっていることから、一覧表に記載のないその他品目が多く申し込まれている状況にあります。</p> <p>これらのことから、現時点ではインターネット受付等は導入しておりませんが、今後、他都市における導入状況等を参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>市民の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、粗大ごみ受付センターにつきましては、月曜日～土曜日（祝日も受付しております）の9時～17時まで受付を行っておりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>粗大ごみ処理手数料券につきましては、市民の皆さまの利便性を確保するため、コンビニエンスストア・スーパーマーケットのほか、郵便局や本市環境事業センターで販売しております。</p>
<p>○ 南港の空気輸送を廃止すると、現在、雑ごみ置き場として使用されている場所に、生ごみやリサイクル用のごみが大量に出て、環境的・衛生的に悪いのではないか。</p>	<p>本市では一般的に、家庭などから出される普通ごみは週2回、資源ごみ・容器包装プラスチックについては週1回ずつ決まった曜日に収集しておりますが、ごみが大量になって、衛生的に問題のある状況はないものと認識しております。</p>
<p>○ パソコンが無い人は意見募集のことを知らないと思うので、もっと周知してほしい。</p>	<p>パブリック・コメントの実施にあたっては市ホームページへの掲載のほか、各区広報紙、報道機関への情報提供など、様々な手段により、市民の皆さまへの周知を図っておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>